

改正

平成22年2月9日21千政契担発第279号

平成30年3月12日29千政契約発第662号

千代田区公共工事等の前金払及び部分払に関する取扱い要綱

千代田区公共工事の前払金取扱要綱（昭和49年10月1日49千総財発第167号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、千代田区が発注する公共工事等の代金の前金払及び部分払について千代田区契約事務規則（昭和39年千代田区規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、公共工事等の適切かつ円滑な履行を図るものとする。

（前金払の対象）

第2条 規則第51条第1項の規定による前金払の対象とする経費は、材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用とする。

（前払金の割合）

第3条 前払金の契約金額に対する割合は、規則第51条第1項に規定する限度額（建設工事等については、3億円、設計等については5,000万円）の範囲内で、建設工事等については4割、設計等については3割とする。

（前金払の制限）

第4条 前条により前金払の対象とされる建設工事等及び設計等であっても、次に掲げるものについては、前金払をしない。ただし、区長が特に必要と認める場合は、相当と認める額の範囲で前金払することができる。

- （1） 契約金額が130万円未満の建設工事等及び50万円未満の設計等
- （2） 区が材料を支給する建設工事等で、支給材の総額が、契約金額に支給材の総額を加えた額の4割以上であるもの

2 前項各号に定める場合のほか、区長が予算執行上の都合その他止むを得ない理由があると認めるとき又は前金払の必要がないと認めるときは、前金払をせず、又はその額を減額することができる。

(前払金の端数整理)

第5条 前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(前金払の対象及び割合等の明示)

第6条 前金払の対象とされる建設工事等及び設計等並びに前払金の割合等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(前払金の請求手続)

第7条 前金払の適用のある契約を締結した事業者は、前払金を請求するときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結したことを証する書類(以下「保証証書」という。)を添付してするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、建設工事等又は設計等の着手時期を別に指定する場合その他区長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができるものとする。

3 前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還)

第8条 規則第51条第2項の規定による前払金の追加払又は返還は、次の各号に定めるところによる。

(1) 追加払 契約金額を増額した場合、増額後の契約金額に第3条に規定する前払金の割合(当初の前払金の支給率が当該支給率を下回るときは、その割合とする。以下第2号においても同じ。)を乗じて得た額(10万円未満の端数は切り捨てる。以下第2号においても同じ。)から支払済みの前払金の額を差し引いた額を追加払する。ただし、支払済みの前払金との合計額は建設工事等については1億円、設計等については5千万円を超えることができないものとする。

(2) 返還 契約金額を減額した場合、支払済みの前払金の額から、減額後の契約金額に第3条に規定する前払金の割合を乗じて得た額を差し引いた額を返還させる。

2 前項第1号の追加払は、当該契約変更の日以後、次条により保証契約変更後の保証証書を区に提出させたうえで、契約の相手方の請求により行うものとする。

3 第1項第2号の返還は、当該契約変更の日から区長が指定する日までに行わせるものとする。
この場合において契約の相手方が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、遅延利息を徴収するものとする。

4 前項の遅延利息は、当該契約において契約代金の支払い遅延の場合に区が負うこととされた遅延利息と同率とする。

5 規則第51条第2項の規定において、建設工事等及び設計等における残りの工期及び委託期間が30日未満のとき、その他区長が必要ないと認めるときは、前払金を追加せず、又は返還させないことができる。

(保証契約の変更)

第9条 規則第51条第2項及び前条第1項第1号の規定により前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

2 契約期間が延長された場合には、区長が保証契約を変更させる必要がないと認めた場合を除き、前項と同様とする。

3 契約の相手方が当該契約に係る保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

(前払金を支払った場合の部分払の限度額)

第10条 前払金を支払った建設工事等について部分払をするときは、規則第52条第2項の規定に基づき、次により計算して得た額を支払うものとする。

$$\text{部分払金額} = \text{既済部分の代価} \times 9 / 10 - \text{前払金額} \times \text{既済部分の代価} / \text{契約金額}$$

(前払金の使途制限)

第11条 前払金は、当該前払金に係る建設工事等または設計等に必要な経費以外の支払に充ててはならないものとする。

(保証契約が解約された場合等における前払金の返還)

第12条 規則第51条第3項の規定により前払金を返還させる場合において、当該建設工事等又は設計等の既済部分があるときは、既に支払った前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

2 規則第51条第3項の規定により前払金を返還させる場合には、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に当該契約において代金債務について規定された延滞利息の率を乗じて得た額を利息として徴収するものとする。

(2年度以上にわたる工事の前金払)

第13条 2年度以上にわたる建設工事等にあつては、前払金は契約金額の4割に相当する額を、設計等にあつては、前払金は契約金額の3割に相当する額を支払うものとする。この場合において、既に支払った前払金の額が年度末における履行済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は、支払済額として整理するものとする。

2 前項後段の規定は、事故繰越その他により次年度に繰り越される建設工事等または設計等に係

る前払金についても適用する。

(債務負担行為に基づく工事の特例)

第14条 債務負担行為に基づく建設工事等または設計等であるため第4条2項により前払金の全部又は一部を支払うことができなかつた場合において、区長が必要と認めるときは、翌年度開始後に前払金を支払うことができるものとする。

(部分払の対象等)

第15条 規則第51条の3に規定する部分払の対象・割合・支払回数は、次のとおりとする。

対象	割合	支払の条件	支払回数
契約金額が300万円以上でかつ工期が180日以上工事	既済部分に対する代価の9/10以内	工程表によりその時期まで実施すべき工事が行われていること。	契約金額が300万円以上1,000万円未満 1回 1,000万円以上3,000万円未満 2回以内 3,000万円以上6,000万円未満 3回以内 6,000万円以上 4回以内
製造その他の請負契約	既済部分に対する代価の9/10以内	出来高払いとする。	同上
物件の購入契約	—	既納部分に対する代価とする。	同上
工期3月をこえる請負契約にかかる持込材料	代価の8/10以内		5回以内

2 部分払の範囲は、検査に合格した既存部分とする。

3 前項の既存部分とは工事出来形部分並びに現場に搬入した工事材料及び工場で製造済の製品(検査を要するものについては、当該検査に合格したものに限り。)とする。

(部分払金額の算定)

第16条 部分払金額は次の算式により算定する。

既存部分の代価×(9/10-(前払金額/契約金額))

2 部分払が2回以上ある場合の2回目以降の部分払金額は前条及び前項により算定した額から前

回までの部分払金額を差し引いた金額とする。

- 3 前金払をした工事について部分払をするときは、規則第52条第2項の規定に基づき、前払金の額に契約金額に対する既存部分の代価の割合を乗じて得た額を控除して支払うものとする。

(部分払の明示)

第17条 部分払の対象となる工事等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対してこれを明示するものとする。

(部分払の請求手続)

第18条 部分払を請求しようとする事業者は、あらかじめ、当該請求に係る工事の出来形部分並びに現場に搬入した工事材料及び工場で、製造済の製品の確認のための検査を区長に依頼しなければならない。

- 2 前項の依頼があったときは区長は遅滞なくその確認のための検査を行い、その結果を通知するものとする。
- 3 前項の検査結果において合格と通知された場合において、部分払の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

(補則)

第19条 この規定に定めるもののほか、必要な事項については、区長が定める。

附 則

(適用期日)

この要綱は平成8年4月1日以後の入札に係る建設工事等の工事請負契約または設計等の委託契約等（入札によらない建設工事等の工事請負契約または設計等の委託契約等にあつては同日以後の締結に係るものとする。）について適用する。

附 則（平成22年2月9日21千政契担発第279号）

(適用期日)

この要綱は平成21年2月12日以後の入札に係る建設工事等の工事請負契約または設計等の委託契約等（入札によらない建設工事等の工事請負契約または設計等の委託契約等にあつては同日以後の締結に係るもの）について適用する。

附 則（平成30年3月12日29千政契約発第662号）

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日4千政契約発第10号）

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に入札公告する案件について適用する。